













3 别表第一の五から一四までの项の中栏に掲げる货 物の输出によつて同令第一条第一项又は第二项の规定による许可を受けた者がその许可を受けたところに従つてする貨物の输出であつて、受改定後の同令第一条第二项及び第二条第一项従前の例による。	4 この政令の施行前にした行为に対する罚则の适用については、なお従前の例による。
附 則 (平成六年一二月二八日政令第四二号)抄 (施行期日)	附 則 (平成七年八月九日政令第三一条号)抄 (施行期日)

1 この政令は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第一条中輸出貿易管理令第二条第一项第三号及び第四条第二项ただし书の改正规定并びに同令别表第二に四五の项を加える改正规定は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二百十八号)の施行の日から施行する。	2 この政令の施行前にした行为に対する罚则の适用については、なお従前の例による。
附 則 (平成七年一月二五日政令第九二号)抄 (施行期日)	附 則 (平成七年一二月二〇日政令第四二〇号)抄 (施行期日)

1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。	2 第二条中輸出貿易管理令別表第一の二の项の改正规定のうち同项(十五)に係る部分並びに同表の三の二の项及び六の项の改正规定平成八年一月三日 (経过措置)
附 則 (平成七年三月三一日政令第一六五号)抄 (施行期日)	附 則 (平成九年三月二八日政令第九二号)抄 (施行期日)

1 この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	2 第二条中輸出貿易管理令第一项第一号の规定による許可を受けた者がその许可を受けたところに従つてする货物の输出であつて、改正後の輸出贸易管理令第一条第二项及び第二条第一项第一号的规定による许可を受けたところに従つてする货物の输出については、なお従前の例による。
附 則 (平成七年三月三一日政令第一六四号)抄 (施行期日)	附 則 (平成八年八月二三日政令第二五五号)抄 (施行期日)

		1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成十年八月二十九日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。		2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （罰則に関する経過措置）	
附 則（平成一〇年一月五日政令第三号）抄		附 則（平成一〇年一月五日政令第三号）抄	
この政令は、平成十年十一月十二日から施行する。		この政令は、平成十年十一月十二日から施行する。	
（施行期日）		（施行期日）	
1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。 （罰則に関する経過措置）		1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。		2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附 則（平成一一年三月三一日政令第一三〇号）抄		附 則（平成一一年六月一八日政令第一九〇号）抄	
この政令は、平成十一年四月一日から施行する。		この政令は、平成十一年六月一八日政令第一九〇号）抄	
（施行期日）		（施行期日）	
1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 略 二 第二条中輸出貿易管理令別表第一の一六の項の改正規定 平成十一年七月十八日 （罰則に関する経過措置）		1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 略 二 第二条中輸出貿易管理令別表第一の一六の項の改正規定 平成十一年七月十八日 （施行期日）	
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。		2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附 則（平成一一年三月一七日政令第七五号）		附 則（平成一二年七月二四日政令第三九一号）抄	
この政令は、平成十二年三月一日から施行する。		この政令は、平成十二年七月七日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
（施行期日）		（施行期日）	
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 二 第二条中輸出貿易管理令別表第一の一六の項の改正規定 平成十一年七月十八日 （罰則に関する経過措置）		1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 二 第二条中輸出貿易管理令別表第一の一六の項の改正規定 平成十一年七月十八日 （施行期日）	
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。		2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附 則（平成一二年三月一七日政令第七五号）		附 則（平成一二年七月二四日政令第三九一号）抄	
この政令は、平成十二年三月一日から施行する。		この政令は、平成十二年七月七日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
（施行期日）		（施行期日）	
1 この政令は、平成十二年三月一日から施行する。 （罰則に関する経過措置）		1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
附 則（平成一二年三月一七日政令第七五号）		附 則（平成一二年七月二四日政令第三九一号）抄	
この政令は、平成十二年三月一日から施行する。		この政令は、平成十三年四月一日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
（施行期日）		（施行期日）	
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の一〇の項の改正規定は、平成十三年五月三十日から施行する。		1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の一〇の項の改正規定は、平成十三年五月三十日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
附 則（平成一二年五月一七日政令第二二四号）		附 則（平成一二年五月一六日政令第一八四号）抄	
この政令は、平成十二年四月三日から施行する。		この政令は、平成十三年五月一日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
（施行期日）		（施行期日）	
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二一の二の項の改正規定は、平成十三年十一月一日から施行する。		1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二一の二の項の改正規定は、平成十三年十一月一日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
附 則（平成一二年六月二日政令第二三号）抄		附 則（平成一二年六月七日政令第三五号）抄	
この政令は、公布の日から施行する。		この政令は、平成十三年一〇月二六日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
（施行期日）		（施行期日）	
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二一の二の項の改正規定は、平成十三年十一月一日から施行する。		1 この政令は、平成十四年一月十日から施行する。ただし、第四条第二項第二号ハを削る改正規定、同号ニを同号ハとする改正規定並びに別	
附 則（平成一二年六月二日政令第二四三号）抄		附 則（平成一四年一月二七日政令第四〇五号）抄	
この政令は、公布の日から施行する。		この政令は、平成十五年一月十日から施行する。ただし、第四条第二項第二号ハを削る改正規定、同号ニを同号ハとする改正規定並びに別	
（施行期日）		（施行期日）	
1 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。		1 この政令は、平成十五年一月十日から施行する。ただし、第四条第二項第二号ハを削る改正規定、同号ニを同号ハとする改正規定並びに別	
附 則（平成一二年六月二日政令第二四三号）抄		附 則（平成一五年一〇月一六日政令第四五七号）抄	
この政令は、公布の日から施行する。		この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。	

表第一の二五の二及び二五の三の項を削る改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

規定期間に別に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

この政令は、行政手続等における法律の施行の日（平成十四年六月一四日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

この政令は、平成十一年十一月十二日から施行する。

（施行期日）

この政令は、平成十二年十月一日から施行する。

（施行期日）

(施行期日)	第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一五年一二月一七日政令第二八号)抄	附 則 (平成一七年三月三一日政令第一〇五号)抄
1 この政令は、平成十六年一月二十日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。	2 この政令は、平成十六年一月二十一日から施行する。なお従前の例による。	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(施行期日)	附 則 (平成一五年一二月一九日政令第二五三一号)抄	附 則 (平成一七年七月二一日政令第二五八号)抄
第一条 この政令は、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前の情報に基づく同意の手続に関するロツテルダム条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、別表第二の三五の項の改正規定は、平成十六年一月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。この政令は、平成十八年三月一日から施行する。なお従前の例による。	第一条 この政令は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第一項第四号の改正規定（又は別表第四に掲げる地域を仕向地とする貨物）を削る部分及び「を輸出し」を「を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出し」に改める部分に限る）、同令別表第四の改正規定及び同令別表第七の改正規定は、平成十九年一月十五日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一五年一二月一九日政令第二五三五号)抄	附 則 (平成一八年一二月二〇日政令第二三八七号)抄
第一条 この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百三十一号）の施行の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から、附則第九条の規定は公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年六月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十九年六月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年三月三一日政令第一〇七号)抄	附 則 (平成一八年七月二六日政令第二五〇号)抄
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令目次の改正規定（同令第二章中第五条の十の次に二条を加える改正規定、同令第六条の二第二号及び第七条の六の改正規定並びに同令第三章中同条を同令第七条の八とし、同令第七条の五の次に二条を加える改正規定並びに附則第四条の規定は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年八月九日）から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年五月十五日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年四月二八日政令第一七四号)抄	附 則 (平成一八年五月二十四日政令第二二〇号)抄
第一条 この政令は、平成十六年五月十七日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年六月一日から施行する。この政令は、平成十六年五月十七日から施行する。	第一条 この政令は、平成十九年六月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年一月一〇日政令第二三五二号)抄	附 則 (平成一八年八月二日政令第二七号)抄
1 この政令は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。	1 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。	1 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年九月二一日政令第二〇四号)抄	附 則 (平成一九年七月一九日政令第二九三号)抄
第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一九年七月一九日政令第二九三号)抄	附 則 (平成一四年四月六日政令第二六号)抄
第一条 この政令は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令別表第二の適用については、なお従前の例による。	第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第三の二の改正規定は、同年二月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

外国為替令第十八条の八第一項の改正規定及び第二条中輸出貿易管理令第十条の改正規定（第六章の三に係る部分に限る）は、平成二十二年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十二年五月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十二年八月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年三月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年五月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年九月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年十二月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年三月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年五月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年九月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年十二月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
2 この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(施行期日)	
1 この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、第四条第二項第四号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
2 この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用について、当該改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
例による。 附 則 （平成二十六年七月三〇日政令第二 六九号）抄	
この政令は、公布の日から施行する。	
 附 則	
(平成二四年九月一四日政令第二 三五号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附 則 （平成二五年四月一〇日政令第一 九一号）抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から施行する。	
附 則 （平成二五年六月二六日政令第一 六七号）抄	
(施行期日)	
1 この政令は、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。	
附 則 （平成二五年九月一三日政令第二 一〇号）抄	
(施行期日)	
1 この政令は、平成二十五年十月十五日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
附 則 （平成二六年七月一五日政令第二 六四号）抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第三の二の改正規定は、平成二十六年九月十五日から施行する。	
2 この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
例による。	
附 則	
(平成二六年七月一五日政令第二 六四号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第三の二の改正規定は、平成二十六年九月十五日から施行する。	
2 この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
例による。	
附 則	
(平成二七年七月三一 日政令第二 八四号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から施行する。	
附 則	
(平成二七年七月三一 日政令第二 八四号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から施行する。	
附 則	
(平成二八年四月一〇日政令第一 九号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から施行する。	
附 則	
(平成二八年七月二九日政令第二 六六号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
附 則	
(平成二八年四月一〇日政令第一 八号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附 則	
(平成二八年七月二九日政令第二 一〇号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から施行する。	
附 則	
(平成二九年一月三日政令第一 九号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。	
附 則	
(平成二九年一月三日政令第一 九号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令別表第二の改正規定は、平成三一年四月一日から施行する。	
附 則	
(平成二九年一月三日政令第一 九号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
附 則	
(平成二九年一月三日政令第一 九号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
附 則	
(平成二九年一月三日政令第一 九号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。 （罰則に関する経過措置）	
附 則	
(平成二九年一月三日政令第一 九号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、当該改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附 則	
(平成二九年一月三日政令第一 九号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、改正法第五条の規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。	
附 則	
(平成三十一年九月一日政令第一 四〇号) 抄	
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から施行する。	

附 則（令和四年三月一日政令第五九）

1 （施行期日）  
この政令は、令和四年三月十八日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（令和四年三月二九日政令第一二）**  
(施行期日)  
この政令は、令和四年四月五日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

1 この政令は、令和四年四月五日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（令和四年三月三一日政令第一三）**  
(施行期日)  
この政令は、令和四年二月三日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（同条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の改正規定を除く）、第四条の規定及び第七条の改正規定（同条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の改正規定、同表第四条の改正規定、同表第七号の改正規定及び同表第八九号の改正規定を除く）は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）附則第一条第一項の改正規定、同令別表第四号の改正規定、同表第四条の二の改正規定、同表第七九号の二の改正規定及び同表第八九号の改正規定を除く）は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則（令和四年五月一三日政令第一九）**  
(施行期日)  
この政令は、令和四年五月二十日から施行する。

1 この政令は、令和四年五月二十日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（令和四年六月一〇日政令第二一）**  
(施行期日)  
この政令は、令和四年六月十七日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

1 この政令は、令和四年六月十七日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（令和四年九月三〇日政令第三一）**  
(施行期日)  
この政令は、令和四年十月七日から施行する。

1 この政令は、令和四年十月七日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（令和四年九月八号）**  
(施行期日)  
この政令は、令和四年十月七日から施行する。

1 この政令は、令和四年十月七日から施行する。

**附 則（令和四年一〇月六日政令第三二）**  
(施行期日)  
この政令は、令和四年十月七日から施行する。

2 この政令は、令和四年十月七日から施行する。

3 この政令は、令和四年十月七日から施行する。

1	（施行期日） この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
2	（施行期日） この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

別表第一（第一条、第四条関係）	貨物	
	域	地
1	（一）銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾全般又は発煙のために用いるものを含む。（二）原子炉若しくはその部分品若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品の部分品（二）爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれららの附属品又はこれらの部分品（三）火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料（四）火薬又は爆薬の安定剤（五）指向性エネルギー兵器（銃砲を除く。）（六）運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品（七）軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品（八）軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品（九）軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品（十）防潜網若しくは魚雷防護網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電線（十一）装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品（十二）軍用探照灯又はその制御装置（十三）軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品（十四）軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の淨化若しくは分解のための生体触媒若しくはその部分品（十五）軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品（十六）兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品（十七）軍用人工衛星又はその部分品	（一）この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
2	（二）核燃料物質又は核原料物質（三）人造黒鉛（四）人造黒鉛（四の項の中欄に掲げる）（五）放射線を照射した核燃料物質若しくは推進のための装置（三）重水素又は重水素化合物（四）人造黒鉛（四の項の中欄に掲げる）（五）リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置（六）ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくは再生用装置又は核燃料物質の分離用の装置若しくはその部分品若しくは再生用装置又は核燃料物質の成型加工用の装置（七）ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくはその部分品（三十一）に掲げるものを除く。（八）ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品（九）ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属（十）重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置（十一）三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化ウラン、四ふつ化ウラン、金属性ウラン、四塩化ウラン、二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化ブルトニウム、三ふつ化ブルトニウム、四ふつ化ブルトニウム若しくは金属ブルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品（十二）ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品（四の項の中欄に掲げる）を除く。	（一）この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

二	二	
	域	地
1	（一）この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。 (罰則に関する経過措置)	（一）この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
2	（二）核燃料物質又は核原料物質（三）人造黒鉛（四）人造黒鉛（四の項の中欄に掲げる）（五）リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置（六）ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくは再生用装置又は核燃料物質の分離用の装置若しくはその部分品若しくは再生用装置又は核燃料物質の成型加工用の装置（七）ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくはその部分品（三十一）に掲げるものを除く。（八）ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品（九）ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属（十）重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置（十一）三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化ウラン、四ふつ化ウラン、金属性ウラン、四塩化ウラン、二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化ブルトニウム、三ふつ化ブルトニウム、四ふつ化ブルトニウム若しくは金属ブルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品（十二）ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品（四の項の中欄に掲げる）を除く。	（一）この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

(十二) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの	1 数値制御を行うことができる工作機械
2 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）	2 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）
(十三) 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの部分品若しくは附属装置	(十三) 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの部分品若しくは附属装置
(十四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	(十四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
1 防爆構造のもの	1 防爆構造のもの
2 放射線による影響を防止するように設計したものの振動試験装置又はその部分品	2 放射線による影響を防止するように設計したものの振動試験装置又はその部分品
(十六) 振動試験装置又はその部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	(十六) 振動試験装置又はその部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
(十七) ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置	(十七) ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置
2 炭素織維、アラミド織維若しくはガラス織維、炭素織維若しくはガラス織維若しくはアラミド織維を使用した成形品	2 炭素織維、アラミド織維若しくはガラス織維、炭素織維若しくはガラス織維若しくはアラミド織維を使用した成形品
3 マルエーティング鋼	3 マルエーティング鋼
4 チタン合金	4 チタン合金
(十八) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくはその原料となる物質（（二）に掲げるものを除く。）	(十八) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくはその原料となる物質（（二）に掲げるものを除く。）
(十九) 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質	(十九) 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質
(二十) アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつば	(二十) アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつば
(二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質	(二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質
(二十二) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム	(二十二) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム

三ウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品	(二十四) リチウム若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれららの半製品若しくは一次製品
(二十五) タングステン、タングステンの炭化物又はタンゲンステン合金の一次製品（円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合わせたものに限る。）	(二十五) タングステン、タングステンの炭化物又はタンゲンステン合金の一次製品（円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合わせたものに限る。）
(二十六) ジルコニウムの地金若しくはジルコニウム合金の地金若しくはジルコニウム化合物又はジルコニウム化合物又はこれららの半製品若しくは一次製品	(二十六) ジルコニウムの地金若しくはジルコニウム合金の地金若しくはジルコニウム化合物又はジルコニウム化合物又はこれららの半製品若しくは一次製品
(二十七) ふつ素製造用の電解槽	(二十七) ふつ素製造用の電解槽
(二十八) ガス遠心分離機のロータ用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	(二十八) ガス遠心分離機のロータ用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
1 アルミニウム合金	1 アルミニウム合金
2 炭素織維、アラミド織維若しくはガラス織維、炭素織維若しくはガラス織維若しくはアラミド織維を使用した成形品	2 炭素織維、アラミド織維若しくはガラス織維、炭素織維若しくはガラス織維若しくはアラミド織維を使用した成形品
3 マルエーティング鋼	3 マルエーティング鋼
4 チタン合金	4 チタン合金
(十九) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくはその原料となる物質（（二）に掲げるものを除く。）	(十九) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくはその原料となる物質（（二）に掲げるものを除く。）
(二十) アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつば	(二十) アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつば
(二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質	(二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質
(二十二) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム	(二十二) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム

三	(四十一) 流体の速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器
1 1 トライガーハイ電流問接き	1 1 トライガーハイ電流問接き
2 2 パルス用コンデンサ	2 2 パルス用コンデンサ
3 3 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品	3 3 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品
4 4 パルス発生器	4 4 パルス発生器
5 5 キセノンせん光ランプの発光装置	5 5 キセノンせん光ランプの発光装置
6 6 雷管の部分品	6 6 雷管の部分品
7 7 パルス増倍管	7 7 パルス増倍管
8 8 多重管	8 8 多重管
9 9 ポンプ又はその部分品	9 9 ポンプ又はその部分品
10 10 焼却装置	10 10 焼却装置
11 11 空気中の物質を検知する装置又はその部分品	11 11 空気中の物質を検知する装置又はその部分品
12 12 1又は2に掲げる貨物の修理用いられる貨物であつて、次に掲げるも	12 12 1又は2に掲げる貨物の修理用いられる貨物であつて、次に掲げるも
13 13 トライメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置	13 13 トライメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置
14 14 (三十二) ウランの同位元素の分離用の質量分析計又はイオン源	14 14 (三十二) ウランの同位元素の分離用の質量分析計又はイオン源
15 15 (三十三) 六つ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はペローブ弁（三の項の中欄に掲げるものを除く。）	15 15 (三十三) 六つ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はペローブ弁（三の項の中欄に掲げるものを除く。）
16 16 (三十四) ソレノイドコイル形の超電導電磁石	16 16 (三十四) ソレノイドコイル形の超電導電磁石
17 17 (三十五) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ（三の項の中欄に掲げるものを除く。）	17 17 (三十五) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ（三の項の中欄に掲げるものを除く。）
18 18 (三十六) スクロール型圧縮機又はスクリール型真空ポンプであつて、ペローズシールを用いたもの（（三十五）及び三の項の中欄に掲げるものを除く。）	18 18 (三十六) スクロール型圧縮機又はスクリール型真空ポンプであつて、ペローズシールを用いたもの（（三十五）及び三の項の中欄に掲げるものを除く。）
19 19 (三十七) 電子加速器又はラジシユ放電型のエックス線装置（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	19 19 (三十七) 電子加速器又はラジシユ放電型のエックス線装置（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
20 20 (三十八) 発射体を用いる衝撃試験機又はその部分品	20 20 (三十八) 発射体を用いる衝撃試験機又はその部分品

三	(四十) 流体の速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器
1 1 トライガーハイ電流問接き	1 1 トライガーハイ電流問接き
2 2 パルス用コンデンサ	2 2 パルス用コンデンサ
3 3 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品	3 3 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品
4 4 パルス発生器	4 4 パルス発生器
5 5 キセノンせん光ランプの発光装置	5 5 キセノンせん光ランプの発光装置
6 6 雷管の部分品	6 6 雷管の部分品
7 7 パルス増倍管	7 7 パルス増倍管
8 8 多重管	8 8 多重管
9 9 ポンプ又はその部分品	9 9 ポンプ又はその部分品
10 10 焼却装置	10 10 焼却装置
11 11 空気中の物質を検知する装置又はその部分品	11 11 空気中の物質を検知する装置又はその部分品
12 12 1又は2に掲げる貨物の修理用いられる貨物であつて、次に掲げるも	12 12 1又は2に掲げる貨物の修理用いられる貨物であつて、次に掲げるも
13 13 トライメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置	13 13 トライメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置
14 14 (三十二) ウランの同位元素の分離用の質量分析計又はイオン源	14 14 (三十二) ウランの同位元素の分離用の質量分析計又はイオン源
15 15 (三十三) 六つ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はペローブ弁（三の項の中欄に掲げるものを除く。）	15 15 (三十三) 六つ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はペローブ弁（三の項の中欄に掲げるものを除く。）
16 16 (三十四) ソレノイドコイル形の超電導電磁石	16 16 (三十四) ソレノイドコイル形の超電導電磁石
17 17 (三十五) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ（三の項の中欄に掲げるものを除く。）	17 17 (三十五) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ（三の項の中欄に掲げるものを除く。）
18 18 (三十六) スクロール型圧縮機又はスクリール型真空ポンプであつて、ペローズシールを用いたもの（（三十五）及び三の項の中欄に掲げるものを除く。）	18 18 (三十六) スクロール型圧縮機又はスクリール型真空ポンプであつて、ペローズシールを用いたもの（（三十五）及び三の項の中欄に掲げるものを除く。）
19 19 (三十七) 電子加速器又はラジシユ放電型のエックス線装置（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	19 19 (三十七) 電子加速器又はラジシユ放電型のエックス線装置（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
20 20 (三十八) 発射体を用いる衝撃試験機又はその部分品	20 20 (三十八) 発射体を用いる衝撃試験機又はその部分品

(二) 多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置若しくは推進装置であるつて次に掲げるも	(二) 多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置若しくは推進装置であるつて次に掲げるも
力の方向を制御する装置又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれら	力の方向を制御する装置又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれら
造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれら	造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれら
置若しくはこれら	置若しくはこれら
(三) 推進装置であつて次に掲げるも	(三) 推進装置であつて次に掲げるも
若しくはその部分品、モータケースのラ	若しくはその部分品、モータケースのラ
イニシング若しくは断熱材若しくは多段ロ	イニシング若しくは断熱材若しくは多段ロ
ケットの切離し装置若しくは段間継手又	ケットの切離し装置若しくは段間継手又
はこれらの製造用の装置若しくは工具若	はこれらの製造用の装置若しくは工具若
しくは試験装置若しくはこれら	しくは試験装置若しくはこれら
1 ロケット推進装置	1 ロケット推進装置
2 ターボジェットエンジン、ターボフ	2 ターボジェットエンジン、ターボフ
アンエンジン、ラムジェットエンジン、	アンエンジン、ラムジェットエンジン、
スクラムジェットエンジン、パルスジェ	スクラムジェットエンジン、パルスジェ
ットエンジン、デトネーションエンジン、	ットエンジン、デトネーションエンジン、
複合サイクルエンジン又はターボプロッ	複合サイクルエンジン又はターボプロッ
ブエンジン	ブエンジン
(四) しごきスピニング加工機又はその	(四) しごきスピニング加工機又はその
部分品	部分品
(五) 推進薬の制御装置に用いられる貨	(五) 推進薬の制御装置に用いられる貨
物であつて、次に掲げるもの	物であつて、次に掲げるもの
1 サーボ弁	1 サーボ弁
2 ポンプ	2 ポンプ
3 ガスターービン	3 ガスターービン
(五の二) (五) 2に掲げる貨物に使用す	(五の二) (五) 2に掲げる貨物に使用す
ることができる軸受	ることができる軸受
(六) 推進薬又はその原料となる物質	(六) 推進薬又はその原料となる物質
(七) (六) に掲げる貨物の製造用の装置	(七) (六) に掲げる貨物の製造用の装置
若しくは工具若しくは試験装置又はこれ	若しくは工具若しくは試験装置又はこれ
らの部分品	らの部分品
(八) 連続式若しくはバッチ式の混合機	(八) 連続式若しくはバッチ式の混合機
(液体用のものを除く。) 又はその部分品	(液体用のものを除く。) 又はその部分品
(九) ジェットミル若しくは粉末状の金	(九) ジェットミル若しくは粉末状の金
属の製造用の装置又はこれらの部分品	属の製造用の装置又はこれらの部分品
(十) 複合材料、繊維、プリプレグ若し	(十) 複合材料、繊維、プリプレグ若し
くはプリフォームの製造用の装置又はそ	くはプリフォームの製造用の装置又はそ
の部分品若しくは附属品	の部分品若しくは附属品
(十一) ノズルであつて、原料ガスの熱	(十一) ノズルであつて、原料ガスの熱
分解により生成する物質を基材に定着さ	分解により生成する物質を基材に定着さ
せるためのもの	せるためのもの
(十二) ロケット推進装置のノズル若し	(十二) ロケット推進装置のノズル若し
くは再突入機の先端部の製造用の装置又	くは再突入機の先端部の製造用の装置又
はその制御装置	はその制御装置
(十三) アイススタチックプレス又はそ	(十三) アイススタチックプレス又はそ
の制御装置	の制御装置
(十四) 炭素及び炭素繊維を用いた複合	(十四) 炭素及び炭素繊維を用いた複合
材料の炭素の密度を増加させるために設	材料の炭素の密度を増加させるために設
計した炉又はその制御装置	計した炉又はその制御装置

(十五) ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であつて、次に掲げるもの	(十五) ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であつて、次に掲げるもの
に掲げるもの	に掲げるもの
1 複合材料又はその成型品	1 複合材料又はその成型品
2 人造黒鉛	2 人造黒鉛
3 タングステン、モリブデン又はこれら	3 タングステン、モリブデン又はこれら
の合金を主たる構成物質とする粉	の合金を主たる構成物質とする粉
(十六) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくは試験装置若しくはこれら	(十六) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの
校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれら	校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれら
くはこれらの部分品	くはこれらの部分品
5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼	5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼
1 マルエーリング鋼	1 マルエーリング鋼
2 チタンにより安定化されたオーステン	2 チタンにより安定化されたオーステン
ナイト・フェライト系ステンレス鋼	ナイト・フェライト系ステンレス鋼
3 タングステン、モリブデン又はこれら	3 タングステン、モリブデン又はこれら
の合金を主たる構成物質とする粉	の合金を主たる構成物質とする粉
(十七) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置	(十七) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又は心合わせ装置
は心合わせ装置	は心合わせ装置
5 磁気方位センサー	5 磁気方位センサー
1 又は2に掲げる貨物を用いた装置	1 又は2に掲げる貨物を用いた装置
4 航法装置	4 航法装置
3 加速度計	3 加速度計
2 ジャイロスコープ	2 ジャイロスコープ
1 加速度計	1 加速度計
(十八) アビオニクス装置又はその部分品	(十八) アビオニクス装置又はその部分品
(十九) アビオニクス装置又はその部分品	(十九) アビオニクス装置又はその部分品
(二十) ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池(一)の項の中欄に掲げるものを除く。)	(二十) ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池(一)の項の中欄に掲げるものを除く。)
(二十一) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計	(二十一) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計
(二十二) ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置	(二十二) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置
(二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器	(二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器
(二十四) 振動試験装置若しくはその部	(二十四) 振動試験装置若しくはその部
開発若しくは試験に用いることができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置	開発若しくは試験に用いることができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置

(二十四の二) ロケット設計用の電子計算機	(二十四の二) ロケット設計用の電子計算機
(二十五) 音波(超音波を含む。以下同じ。)、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置	(二十五) 音波(超音波を含む。以下同じ。)、電波若しくは光の反射若しくは放
れの試験装置	れの試験装置
(二十六) ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレードーム	(二十六) ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレードーム
(二十七) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれら	(二十七) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又は心合わせ装置
は心合わせ装置	は心合わせ装置
5 磁気方位センサー	5 磁気方位センサー
1 又は2に掲げる貨物を用いた装置	1 又は2に掲げる貨物を用いた装置
4 航法装置	4 航法装置
3 加速度計	3 加速度計
2 ジャイロスコープ	2 ジャイロスコープ
1 加速度計	1 加速度計
(十八) アビオニクス装置又はその部分品	(十八) アビオニクス装置又はその部分品
(十九) アビオニクス装置又はその部分品	(十九) アビオニクス装置又はその部分品
(二十) ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池(一)の項の中欄に掲げるものを除く。)	(二十) ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池(一)の項の中欄に掲げるものを除く。)
(二十一) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計	(二十一) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計
(二十二) ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置	(二十二) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置
(二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器	(二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器
(二十四) 振動試験装置若しくはその部	(二十四) 振動試験装置若しくはその部
開発若しくは試験に用いることができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置	開発若しくは試験に用いることができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置

1 電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの	（十二）信号発生器
2 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの	（十三）周波数分析器
3 表面粗さを測定することができるもの	（十四）ネットワークアナライザー
（七）ロボットであつて、次に掲げるものはその部分品若しくは角度の変位を測定するためのもの	（十五）原子周波数標準器
（八）放射線による影響を防止するように設計したもの	（十五）（二）スプレー冷却方式の熱制御装置
（九）防爆構造のもの	（十六）半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品
（十）又はその部分品若しくは制御装置	（十七）マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品（一〇）の項
（十一）の中欄に掲げるものを除く。）	（中の欄に掲げるものを除く。）
（十二）デジタル方式の記録装置	（十七）（二）マスクの製造に用いられる基材

（九）絞りスピニング加工機	（二十）アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は半導体基材
（十）绞りスピニング加工機	（二十一）焼成素又はアンチモンの水素化物
（十一）集積回路（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	（二十二）炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの基板（十八）に掲げるものを除く。又はインゴット、ブールその他のブリフォーム
（一二）マイクロ波用機器の部分品	（二十三）多結晶の基板（十八）及び（二十二）に掲げるものを除く。
（三）弾性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置又はその部分品	（二十四）光検出器その他の光学部品の結晶
（四）超電導材料を用いた装置	（二十五）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
（五）超電導電磁石（二の項の中欄に掲げるものを除く。）	（二十六）センサー用の光ファイバー（九の項の中欄に掲げるものを除く。）
（六）一次セル、二次セル又は太陽電池セル	（二十七）センサー用の光ファイバー（九の項の中欄に掲げるものを除く。）
（七）高電圧用コンデンサ（二の項の中欄に掲げるものを除く。）	（二十八）電子式のカメラ又はその部分品（二の項の中欄に掲げるものを除く。）
（八）エンコーダ又はその部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	（二十九）電子式交換装置
（九）サンプリングオシロスコープ	（三十）通信用の光ファイバー
（十）アナログデジタル変換器（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	（四）削除
（十一）デジタル方式の記録装置	（五）フェーズドアレーアンテナ

（九）電子計算機若しくはその附属装置又はこの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）である、経済産業省令で定める仕様のもの	（一）盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品
（十）電子計算機若しくはその附属装置又はこの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）である、経済産業省令で定める仕様のもの	（二）音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部分品（二五）の項の中欄に掲げるものを除く。）
（十一）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（三）センサー用の光ファイバー（九の項の中欄に掲げるものを除く。）
（十二）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（四）電子式のカメラ又はその部分品（二の項の中欄に掲げるものを除く。）
（十三）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（五）反射鏡
（十四）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（六）光学部品であつて、セレン化亜鉛若しくは硫化亜鉛を用いたもの又は宇宙用に設計したもの
（十五）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（七）光学器械又は光学部品の制御装置
（十六）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（八）レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置（二の項の中欄に掲げるものを除く。）
（十七）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（九）レーザー光を利用して音声を探知する装置

（一）磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品	（一）（二）水中において磁場又は電場を検知する装置（磁力計又は水中電場センサーを組み込んだものに限る。）
（二）重力計又は重力勾配計（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	（二）（二）レーダー又はその部分品（四及び五の項の中欄に掲げるものを除く。）
（三）（一）から（三）まで若しくは（五）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品（一〇）の項の中欄に掲げるものを除く。）	（三）（一）から（三）まで若しくは（五）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品（一〇）の項の中欄に掲げるものを除く。）
（四）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（四）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置
（五）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（五）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置
（六）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（六）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置
（七）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（七）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置
（八）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（八）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置
（九）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（九）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置
（十）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（十）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置
（十一）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	（十一）（一）から（三）まで若しくは（九）から（五）までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置

(三) 水中から物体を回収するための装	置
(四) 水中用の照明装置	
(五) 水中用のロボット(二及び六の項 の中欄に掲げるものを除く。)	
(六) 大気から遮断された状態で使用す ることができる動力装置	
(七) 回流水槽	
(八) 浮力材	
(九) 閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自 給式潜水用具	
(十) 音波を利用して人の水中における 活動を妨害する装置	
一次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げる全 ものを除く。)であつて、経済産業省令で地 定める仕様のもの	
(一) ガスター・ビンエンジン又はその部 品	
(二) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛 しょう体又はその部分品	
(三) ロケット推進装置又はその部分品	
(四) 無人航空機又はその部分品若しく は附属装置	
(五) (二)から(四)まで若しくは一五 の項(十)に掲げるものの試験装置、測 定装置、検査装置、製造用の装置若しく は工具又はこれらの部分品	
一(一) 粉末状の金属燃料(アルミニウム全 の粉を含み、四の項の中欄に掲げるもの地 を除く。)であつて、経済産業省令で定め る仕様のもの	域
(二) 火薬又は爆薬の主成分、添加剤又 は前駆物質となる物質(四の項の中欄に 掲げるものを除く。)であつて、経済産業 省令で定めるもの	域
(三) 非磁性材料を用いたディーゼルエ ンジン又はその部分品であつて、経済产 业省令で定める仕様のもの	域
(四) 削除	
(五) 自給式潜水用具又はその部分品で あつて、絏済産業省令で定める仕様のも の(一の項の中欄に掲げるものを除く	

五	一	一	一	一
域地	全	の	の	の
(六) 航空機で輸送することができるよう特に設計した土木機械又はその部分品	(七) ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(二、六及び一二の項の中欄に掲げるものを除く。)	(八) 削除	(九) 催涙剤若しくはくしゃみ剤(個人護身用のものを除く。)又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	(十) 簡易爆発装置の除去その他の処理のための装置又はその部分品若しくは附属品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)
(十一) 爆発物を自動的に探し、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	(十二) 無機纖維又は五の項(十六)に掲げる貨物を用いた纖維を使用した成型品	(十三) 電波若しくは赤外線の吸収材又は導電性高分子(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	(十四) チャネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品	(十五) 潜水艇であつて、単独で航行できるもの(一の項の中欄に掲げるものを除く。)
(十六) 宇宙用に設計した光検出器	(十七) 送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のレーダー又はその部分品	(十八) 潜水艇であつて、単独で航行できるもの(一の項の中欄に掲げるものを除く。)	(十九) 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができますの防音装置(一の項の中欄に掲げるものを除く。)	

五一	四一	三一	二一	一一	〇一	九	八	七	六	五	四	三	二	一	別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）	六	(十) ラムジエットエンジン、スクラムジエットエンジン若しくは複合サイクルエンジン又はこれらの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
削除	貨物 ダイヤモンド（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	全地域	第一関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）														
															第三表に三段を除く。		

三の五三	（二）法律第二条第一項に規定する廃棄物 （二）に掲げるものを除く。）	（二）害化學物質及び駆除剤についての事務 前のかつ情報に基づく同意の手續に関する するロッテルダム条約附属書Ⅲ上欄に 掲げる化学物質	（二）農薬取締法（昭和二十三年法律 第八十二号）第二条第一項に規定する 農薬（次のいずれかに該当するものに 限る。）の成分である化学物質であつ て、経済産業大臣が告示で定めるもの 農薬取締法第四条第一項第五号か ら第九号まで又は第十一号（これらの 規定を同法第三十四条第六項において準 用する場合を含む。）の規定に基づきそ の登録を拒否された農薬	（二）農薬取締法第四条第一項第五号か ら第九号まで又は第十一号のいずれか に該当すると認められるものとして同 法第九条第二項（同法第三十四条第六 項において準用する場合を含む。）の規 定に基づきその登録が取り消された農 薬	（二）農薬取締法第四条第一項第五号か ら第九号まで又は第十一号のいずれか に規定する事態が生ずると認められる に至った場合において同法第九条第三 項（同法第三十四条第六項において準 用する場合を含む。）の規定に基づきそ の登録が取り消された農薬	（二）農薬取締法第四条第一項第五号か ら第九号まで又は第十一号のいずれか に規定する事態が発生することを防止 するため必要がある場合において同法 第十八条第二項の規定に基づきその販 売を禁止された農薬	（二）毒物及び劇物取締法（昭和二十 五年法律第三百三号）第二条第三項に 規定する特定毒物（一）に掲げるもの を除く。）	（四）医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関する法律
------	---------------------------------------	---	--	---	--	---	--	--

<p>六 三</p> <p>(二) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十号)第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品</p> <p>(二) 水銀に関する水俣条約第三条1項に規定する水銀</p> <p>(a) に規定期間を除く。</p>	<p>四 五 三</p> <p>域 全 地</p> <p>六 三</p> <p>（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品又は同条第二項に規定する医薬部外品に該当する殺虫剤(次のいずれかに該当するものに限る。)の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの</p> <p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第二項第三号ロに該当するものとして同項の規定に基づきその承認が与えられなかつた医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤</p> <p>2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第二項第三号ロに該当するものとして同法第七十七条の二第一項の規定に基づきその承認が取り消された医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤</p> <p>(五) 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百八十八号)第十六条第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる物(一)に掲げるものを除き、同号に掲げる物については経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)</p> <p>(六) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百七十七号)第二条第二項に規定する第一種特定化學物質(一)に掲げるものを除く。)</p>
---	--

## 別表第一の二（第二条、第四条関係）

一 牛の肉（冷凍したものに限る。）	用物
二 魚のフィレ（冷凍したものであつて、經濟産業大臣が告示で定めるものに限る。）	用物
三 キャビア及び魚卵から調製したキャビア代	用物
四 アルコール飲料	アルコール飲料
五 製造たばこ及び製造たばこ代用品	香木類及びオーデコロン類
六 香木類及びオーデコロン類	香木類及びオーデコロン類
七 美容用、メークアップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	香木類及びオーデコロン類
八 ランク、スツーケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器（外面が革製、コンポジションレザー製又はパントレザー製のものに限る。）	香木類及びオーデコロン類
九 ハンドバッグ（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）	香木類及びオーデコロン類
十 財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）	香木類及びオーデコロン類
十一 衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	香木類及びオーデコロン類
十二 毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品及び人造毛皮製品	香木類及びオーデコロン類
十三 じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物	香木類及びオーデコロン類
十四 つづれ織物（經濟産業大臣が告示で定めるものに限る。）	香木類及びオーデコロン類
十五 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。）及び特定金属を張つた金属並びにこれらの製品	香木類及びオーデコロン類
十六 携帶用のデジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）	香木類及びオーデコロン類
十七 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホン	香木類及びオーデコロン類

別表第一の二（第二条、第四条関係）

十八 音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
十九 録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものと含む。）	録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものと含む。）
二十 ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ
二十一 ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信を受信することができるもののを含む。）	ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信を受信することができるもののを含む。）
二十二 テレビジョン受像機器（カラーモードのものに限る。）並びにビデオモニター（カラーモードのものに限る。）	テレビジョン受像機器（カラーモードのものに限る。）並びにビデオモニター（カラーモードのものに限る。）
二十三 乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあつては、經濟産業大臣が告示で定めるものに限る。）	乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあつては、經濟産業大臣が告示で定めるものに限る。）
二十四 モーターサイクル（モペットを含む。）及び補助原動機付きの自転車	モーターサイクル（モペットを含む。）及び補助原動機付きの自転車
二十五 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶及びカヌー	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶及びカヌー
二十六 写真機（一眼レフレンズのものに限る。）	写真機（一眼レフレンズのものに限る。）
二十七 映画用の撮影機及び映写機	映画用の撮影機及び映写機
二十八 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）
二十九 映写用又は投影用のスクリーン	映写用又は投影用のスクリーン
三十 振時計、懐中時計その他の携帶用時計（ストップウォッチを含む。）	振時計、懐中時計その他の携帶用時計（ストップウォッチを含む。）
三十一 楽器並びにその部分品及び附属品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	楽器並びにその部分品及び附属品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）
三十二 万年筆	万年筆
三十三 美術品、収集品及びこつとう	美術品、収集品及びこつとう

別表第一の三（第二条、第四条関係）

一 別表第一の三（第二条、第四条関係）	別表第一の三（第二条、第四条関係）
(1) 集積回路、アナログデジタル変換器、マイクロ波用機器及びミリ波用機器の部分品、弹性波を利用する信号処理装置及びその部分品、一次セル、二次セル、太陽電池セル、超導電磁石、超電導材料を用いた装置並びに放電管	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置
(2) 電子式の試験装置、アナログ方式又はデジタル方式の記録装置並びにオシロスコープ及びその部分品	遠心分離機
(3) 周波数変換器、質量分析計、フラッシュ型電子式の試験装置、アナログ方式又はデジタル方式の記録装置並びにオシロスコープ及びその部分品	重力計
(4) 周波数変換器、質量分析計、フラッシュ型電子式の試験装置、アナログ方式又はデジタル方式の記録装置並びにオシロスコープ及びその部分品	レーダー及びその部分品
(5) 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置	レーザー発振器
(6) 次に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）	電子式のカメラ及びその部分品
(7) 次に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）	暗号装置及びその部分品
(8) 次に掲げる貨物及びその部分品並びに光検出器及びその部分品並びに光検出器を用いた装置	音波を利用して水中探知装置及び船舶用電解槽及びその部分品
(9) 次に掲げる貨物である、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品	化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置
(10) 次に掲げる貨物である、軍用の細菌製剤の位置決定装置並びにこれらの部分品	局所排気装置
(11) 圧縮機	ポンプ及びその部分品
(12) 音波を利用して水中探知装置及び船舶用熱交換器及び凝縮器	弁
(13) 光検出器及びその部分品並びに光検出器を用いた装置	蒸留塔及び吸收塔
(14) バーケーブル及びその部分品	かくはん機
(15) 光学フィルター並びにふつ化物のファイバーケーブル及びその部分品	反応器
(16) パーケーブル及びその部分品	貯蔵容器
(17) レーザー発振器	熱交換器及び凝縮器
(18) レーダー及びその部分品	通信装置並びにその部分品及び附属品
(19) レーザー発振器	通信装置並びにその部分品及び附属品
(20) レーザー発振器	通信装置並びにその部分品及び附属品
(21) (16) に掲げる貨物及びその部分品の除く。	通信装置並びにその部分品及び附属品
(22) (16) に掲げる貨物及びその部分品の除く。	通信装置並びにその部分品及び附属品
(23) (16) に掲げる貨物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム	通信装置並びにその部分品及び附属品
(24) (16) に掲げる貨物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム	通信装置並びにその部分品及び附属品
(25) (16) に掲げる貨物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム	通信装置並びにその部分品及び附属品

(26) (16) に掲げる貨物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム	半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品
(27) (16) に掲げる貨物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム	半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品
(28) (16) に掲げる貨物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム	半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品
(29) (16) に掲げる貨物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム	半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品
(30) (16) に掲げる貨物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム	半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品

(45) 発光の性質を有する高分子	(46) ディーゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品及び附属品
(44) 電磁波による探知を困難にする機能向上させる材料、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金その他の先端的な材料	(47) 航空機及びガスタービンエンジン並びにこれらの部分品
(43) 量子収率の高い光検出器	(48) 落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置
(42) 工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置	(49) 振動試験装置及びその部分品
(41) 属装置並びにこれらの部分品	(50) ガスターービンエンジンの部分品の測定装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの附属品
(40) 極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品	(51) 石油精製用の装置及び触媒
(39) 電池の製造用の装置	(52) 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品
(38) 微小な電気機械システムの製造用の装置	(53) 電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用する装置
(37) ニジスター及び有機太陽電池の製造用の装置	(54) 積層造形用の装置並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金
(36) 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置	(55) 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置
(35) 水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料及び変換効率の高い太陽電池の製造用の装置	(56) 放射線の探知、監視又は測定のための装置及び放射線写真用の装置
(34) 真空ポンプ及び真空計	(57) 電解槽、粒子加速器、電気業用に設計した自動制御装置、フロンガス又は冷却水を用いた冷却装置及び複合材料、繊維、プリフレグ又はプリフォームの製造用の装置
(33) 極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品	(58) 複合材料に用いられる繊維
(32) ための装置	(59) ワクチン、免疫毒素並びに軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子を含む医療製品及び診断用又は食品検査用のキット
(31) 集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置	(60) エネルギー源となる物質を含む市販の爆薬及び爆線その他の火工品並びに気体の三つ化窒素
(30) 量子収率の高い光検出器	(61) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質を含む混合物及び軍用の化学製剤の原料となる物質を含む

(62) 暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにその部分品及び附属品
(63) ニッケル及び銅の合金製の板、硬度が高い鋼製又は炭化タンゲステン製の玉軸受、りん酸トリプチル、硝酸、ふつ素並びにアルファ線源に用いられる物質
(64) 警察用のヘルメット及び盾並びにこれらに類するもの並びにむち
(65) 剣削に用いられる液体及び添加剤並びに高圧ポンプ
(66) 放射性物質を物理的に封じ込め、及び放射線を遮蔽するよう設計した装置
(67) 催涙剤くしゃみ剤及び爆薬並びにてき
(68) 火工品並びにこれらの部分品
(69) 可搬型の発電機及びその部分品
(70) 手及び弁
(71) 溶融した金属用の電磁ポンプ
(72) 高速度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(73) 高速度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(74) は低温度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(75) は低温度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(76) は低温度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(77) は低温度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(78) は低温度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(79) は低温度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(80) は低温度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(81) は低温度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(82) は低温度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(83) は低温度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(84) 遠心力式釣合い試験機

(85) (1) (i) (ii) (iii) (iv) (v) (vi) (vii) (viii) (ix) (x) (xi) (xii) (xiii) (xiv) (xv)
(86) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)
(87) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33)
(88) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50)
(51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67)

(v) (vi) (vii) (viii)
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)
(18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33)
(34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50)
(51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67)

(3) 無機化合物並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの

(i) 水素、窒素、けい素、りん及び砒素  
塩化水素、クロロ硫酸及び無機非金属酸化物

(ii) 二硫化炭素

(iii) 無水アンモニア、アンモニア水、水酸化ナトリウム、水酸化アルミニウム、クロムの酸化物、クロムの水酸化物及び二酸化マングン並びにヒドログリジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩コロイド状貴金属、銀化合物、金化合物及び過酸化水素

(4) なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、ペテその他のマスク並びにインキのうち、次に掲げるもの

(i) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその誘導体

(ii) 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤及びなめし前処理用の酵素系調製品

(iii) 植物性又は動物性の着色料及びレーキ顔料その他の着色料並びにこれらをもととした調製品

(iv) ルミノホアとして使用する種類の合成した有機物

(v) 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうち、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品及びガラスフレットその他ガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの

(vi) ペイント、ワニス、プラスチックの一次製品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液及び革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料

(vii) 水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイントの製造に使用する種類の液状又はペイント

リスト状の顔料及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料

(i) 一式状の顔料及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料

(ii) ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉塞用のコンパウンドその他マスチック、塗装用の充填料及び建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材

(iii) 印刷用インキ

(iv) 調製潤滑剤及び紡織用纖維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品

(v) 変性でん粉及び膠着剤のうち、次に掲げるるもの

(vi) デキストリンその他の変性でん粉

(vii) 調製膠着剤その他の調製接着剤

(viii) 写真用又は映画用のブレート、フィルムその他の材料

(ix) 導体の塩

(x) 化学工業生産品のうち、次に掲げるもの

(xi) コロイド状又は半コロイド状の黒鉛

(xii) ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩

(xiii) 木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ、植物性ビッチ及びブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ビッチをもととしたもの

(xiv) 仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品

(xv) 金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストであつて金属及び他の材料から成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品

(xvi) アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤

(xvii) ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤

(xviii) 消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消火弾

(ix)	ウレタン	有機の配合溶剤、配合シナジー及びペイント用又はワニス用の調製除去剤
(x)	リートその他これらに類する配合品	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒
(xi)	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品
(xii)	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン
(xiii)	元素又は化合物を電子工業用にドープ処理したもの	元素又は化合物を電子工業用にドープ処理したもの
(xiv)	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液
(xv)	調製不凍液及び調製解凍液	調製不凍液及び調製解凍液
(xvi)	トール油脂肪酸	トール油脂肪酸
(xvii)	鉄物用の鋳物又は中子の調製粘結剤並びにチューインガムベースその他の化学工業において生産される化成品及び調製品	鉄物用の鋳物又は中子の調製粘結剤並びにチューインガムベースその他の化学工業において生産される化成品及び調製品
(xviii)	廃酸化鉄その他の化学工業において生ずる残留物	廃酸化鉄その他の化学工業において生ずる残留物
(xix)	バイオディーゼル及びその混合物	バイオディーゼル及びその混合物
(xx)	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物
(9)	プラスチック及びその製品のうち、次に掲げるもの	プラスチック及びその製品のうち、次に掲げるもの
(i)	エチレン—アルファ—オレフィン共重合体	エチレン—アルファ—オレフィン共重合体
(ii)	プロピレンその他のオレフィンの重合体	プロピレンその他のオレフィンの重合体
(iii)	スチレンの重合体	スチレンの重合体
(iv)	ボリ塩化ビニル及び塩化ビニリデンの重合体	ボリ塩化ビニル及び塩化ビニリデンの重合体
(v)	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体
(vi)	アクリル重合体	アクリル重合体
(vii)	ポリアエーテル、ポリカーボネート、ポリ乳酸及びポリアリルエステルその他のポリエステル	ポリアエーテル、ポリカーボネート、ポリ乳酸及びポリアリルエステルその他のポリエステル
(viii)	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン

(x) セルロース及びその化学的誘導体  
 (xi) スチレンの重合体のくず  
 (xii) プラスチック製の管、ホース、板、シート、フィルム、はく及びストリップ  
 (xiii) プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他のこれらに類する衛生用品  
 (xiv) プラスチック製の戸及び窓、これらの枠並びに戸の敷居  
 (xv) ゴム及びその製品のうち、次に掲げるもの

(i) 合成ゴム及び油から製造したファクチス及びにこれらのものと天然ゴム又は天然ガムとの混合物  
 (ii) 配合ゴム  
 (iii) ゴム製の板、シート及びストリップ  
 (iv) ゴム製の管及びホース  
 (v) コンベヤ用又は伝動用のゴム製のベルト及びベルチング  
 (vi) バス、貨物自動車又は航空機に使用する種類の新品のゴム製の空気タイヤ  
 (vii) 更生した又は中古のゴム製の空気タイヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフランプ  
 (viii) ゴム製のガスケット、ワッシャーその他の中のシール  
 (ix) 木材及びその製品のうち、次に掲げるものの

(i) 縦にひき、若しくは割り、平削りし、又は丸剥ぎした木材並びに化粧ぱり用单板及び合板用单板並びにこれらに類する積層木材用单板  
 (ii) 木質の材料の纖維板  
 (iii) 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材  
 (iv) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品

(12) 木製のコンクリート型枠及び組み合わ せた床用パネル	(13) 天然コルクの製品並びに凝集コルク及び 他のパルプ及び古紙のうち、次に掲げるそ の製品
木材パルプ、纖維素繊維を原料とするそ の他のパルプ及び古紙のうち、次に掲げる もの	木材パルプ、纖維素繊維を原料とするそ の他のパルプ及び古紙のうち、次に掲げる もの
(i) 機械木材パルプ	(i) 機械木材パルプ
(ii) ソーダパルプ、硫酸塩パルプ及び亜硫 酸パルプ	(ii) ソーダパルプ、硫酸塩パルプ及び亜硫 酸パルプ
(iii) 機械的及び化学的パルプ工程の組み合 わせにより製造した木材パルプ	(iii) 古紙パルプ及びその他の纖維素繊維を 原料とするパルプ
(iv) 古紙	(v) 古紙
(14) 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は 板紙の製品のうち、次に掲げるもの	(14) 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は 板紙の製品のうち、次に掲げるもの
(i) 筆記用、印刷用その他のグラフィック 用に供する種類の塗布していない紙、板 紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ 用紙	(i) 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は 板紙の製品のうち、次に掲げるもの
(ii) クラフト紙及びクラフト板紙	(ii) クラフト紙及びクラフト板紙
(iii) ロール状又はシート状の塗布していな い段ボール用中芯原紙その他の紙及び 板紙	(iii) ロール状又はシート状の塗布していな い段ボール用中芯原紙その他の紙及び 板紙
(iv) 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパ ー、グラシン紙その他の透明又は半透明 の光沢紙	(iv) 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパ ー、グラシン紙その他の透明又は半透明 の光沢紙
(v) 接着剤を使用して張り合わせた紙及び 板紙	(v) 接着剤を使用して張り合わせた紙及び 板紙
(vi) コルゲート加工をし、ちりめん加工を し、しわ付けをし、型押しをし、又はせ ん孔した紙及び板紙	(vi) コルゲート加工をし、ちりめん加工を し、しわ付けをし、型押しをし、又はせ ん孔した紙及び板紙
(vii) カーボン紙、セルフコピー・ペーパーそ の他の複写紙及び転写紙	(vii) カーボン紙、セルフコピー・ペーパーそ の他の複写紙及び転写紙
(15) 設計図、図案及び手書き文書並びにこれ らをカーボン複写し、又は感光紙に写真複 写したもの	(15) 設計図、図案及び手書き文書並びにこれ らをカーボン複写し、又は感光紙に写真複 写したもの
(16) カードし、又はコームした羊毛、織獸毛 及び粗獸毛、羊毛製の紡毛糸及び梳毛糸並 びに羊毛製又は織獸毛製の梳毛織物	(16) カードし、又はコームした羊毛、織獸毛 及び粗獸毛、羊毛製の紡毛糸及び梳毛糸並 びに羊毛製又は織獸毛製の梳毛織物
(17) 編及び織物	(17) 編及び織物
(18) コイヤヤーンその他の植物性紡織用繊維 の糸及び紙糸	(18) コイヤヤーンその他の植物性紡織用繊維 の糸及び紙糸
(19) 合成繊維の単繊維及び合成繊維材料の ストリップその他これに類する物品	(19) 合成繊維の単繊維及び合成繊維材料の ストリップその他これに類する物品
(20) 合成繊維の長繊維の糸及び 接着剤又は熱溶融により結合したもの 人造繊維の短繊維及びその織物のうち、 次に掲げるもの	(20) 合成繊維の長繊維のトウ 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の トウ
(i) 合成繊維の長繊維のトウ	(i) 合成繊維の長繊維のトウ
(ii) 紙製又は板紙製の折疊み式の箱及びケ ース	(ii) 紙製又は板紙製の折疊み式の箱及びケ ース
(iii) 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボ ビング、スプレー、コップその他これらに 類する糸巻類	(iii) 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボ ビング、スプレー、コップその他これらに 類する糸巻類
(iv) 特定の大きさ又は形状に切った紙、板 紙、セルロースウオッディング及びセル ロース繊維のウエブ並びに盆その他の製 紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウオ ッディング又はセルロース繊維のウエブ の製品	(iv) 特定の大きさ又は形状に切った紙、板 紙、セルロースウオッディング及びセル ロース繊維のウエブ並びに盆その他の製 紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウオ ッディング又はセルロース繊維のウエブ の製品
(21) これらの製品のうち、次に掲げるもの ウオンドティング、特殊糸及びひも並びに トウ及びミルネット	(21) これらの製品のうち、次に掲げるもの ウオンドティング、特殊糸及びひも並びに トウ及びミルネット
(22) 紡織用繊維のウオンドティング及びその 他のこれに類する物品	(22) 紡織用繊維のウオンドティング及びその 他のこれに類する物品
(23) 紡織用繊維の壁面被覆材	(23) 紡織用繊維の壁面被覆材
(24) 紡織用繊維の芯、白熱ガスマントル 及び白熱ガスマントル用の管状編物	(24) 紡織用繊維の芯、白熱ガスマントル 及び白熱ガスマントル用の管状編物
(25) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製 品のベルト及びベルチング	(25) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製 品のベルト及びベルチング
(26) 鉛布に使用する種類のもの又は製紙用、 バルブ用、石綿セメント用その他の技術 的用途に供するもの	(26) 鉛布に使用する種類のもの又は製紙用、 バルブ用、石綿セメント用その他の技術 的用途に供するもの
(27) 磁製品	(27) 磁製品
(i) 建設用陶磁製品	(i) 建設用陶磁製品
(ii) 陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	(ii) 陶磁製の管、導管、とい及び管用継手
(iii) 瓦、煙突用品、建築用装飾品その他の陶 磁製品	(iii) 瓦、煙突用品、建築用装飾品その他の陶 磁製品
(iv) 陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	(iv) 陶磁製の管、導管、とい及び管用継手
(v) タイル並びに仕上げ用の陶磁製品	(v) タイル並びに仕上げ用の陶磁製品
(28) 農業に使用する種類の陶磁製のおけ かめその他これらに類する容器及び輸送 用に使用する種類の陶磁製のつ ば、ジヤーその他これらに類する製品	(28) 農業に使用する種類の陶磁製のおけ かめその他これらに類する容器及び輸送 用に使用する種類の陶磁製のつ ば、ジヤーその他これらに類する製品

(28)	ガラス並びにガラス製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(i)	ガラスの球、棒及び管
(ii)	板ガラス 板ガラス又はロール法により製造した
(iii)	引上げ法又は吹上げ法により製造した
(iv)	板ガラス 板ガラス及び溝型ガラス
(v)	船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス
(vi)	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス
(vii)	その他これらに類する物品で封じていないもの及びこれらの部分品
(i)	電灯用のガラス製のバルブ、チューブ
(ii)	鉄鋼のうち、次に掲げるもの
(iii)	その他の一次形状のもの、半製品、
(iv)	鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(v)	鉄又は非合金鋼の半製品、フラットロール製品
(vi)	棒及び形鋼
(vii)	ステンレス鋼その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの、半製品、
(viii)	フラットロール製品、棒、形鋼及び線
(ix)	鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(x)	溶接形鋼
(xi)	鉄鋼製の管及び中空の形材
(xii)	ステンレス鋼製のエルボー、バンド及びスリーブ
(xiii)	構造用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
(xiv)	鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する容器
(xv)	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器
(xvi)	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(xvii)	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器
(xviii)	ステンレス鋼製の機械用ワイヤエンド
(xix)	レスバンド
(xx)	鉄鋼製のコッター及びコッターピン

(29)	ガラス並びにガラス製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(i)	板ガラス 板ガラス及び磨き板ガラス
(ii)	引上げ法又は吹上げ法により製造した
(iii)	板ガラス 板ガラス又はロール法により製造した
(iv)	板ガラス 板ガラス及び溝型ガラス
(v)	船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス
(vi)	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス
(vii)	その他これらに類する物品で封じていないもの及びこれらの部分品
(i)	電灯用のガラス製のバルブ、チューブ
(ii)	鉄鋼のうち、次に掲げるもの
(iii)	その他の一次形状のもの、半製品、
(iv)	鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(v)	鉄又は非合金鋼の半製品、フラットロール製品
(vi)	棒及び形鋼
(vii)	ステンレス鋼その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの、半製品、
(viii)	フラットロール製品、棒、形鋼及び線
(ix)	鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(x)	溶接形鋼
(xi)	鉄鋼製の管及び中空の形材
(xii)	ステンレス鋼製のエルボー、バンド及びスリーブ
(xiii)	構造用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
(xiv)	鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する容器
(xv)	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器
(xvi)	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(xvii)	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器
(xviii)	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これらに類する容器
(xix)	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(xx)	アルミニウム製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(xxi)	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これらに類する容器
(xxii)	アルミニウム製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(xxiii)	アルミニウム製の容器
(xxiv)	アルミニウム製のくぎ、びよう、またくぎ、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品
(xxv)	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク

(30)	ガラス並びにガラス製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(i)	板ガラス 板ガラス及び磨き板ガラス
(ii)	引上げ法又は吹上げ法により製造した
(iii)	板ガラス 板ガラス又はロール法により製造した
(iv)	板ガラス 板ガラス及び溝型ガラス
(v)	船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス
(vi)	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス
(vii)	その他これらに類する物品で封じていなないもの及びこれらの部分品
(i)	電灯用のガラス製のバルブ、チューブ
(ii)	鉄鋼のうち、次に掲げるもの
(iii)	その他の一次形状のもの、半製品、
(iv)	鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(v)	鉄又は非合金鋼の半製品、フラットロール製品
(vi)	棒及び形鋼
(vii)	ステンレス鋼その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの、半製品、
(viii)	フラットロール製品、棒、形鋼及び線
(ix)	鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(x)	溶接形鋼
(xi)	鉄鋼製の管及び中空の形材
(xii)	ステンレス鋼製のエルボー、バンド及びスリーブ
(xiii)	構造用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
(xiv)	鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する容器
(xv)	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器
(xvi)	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(xvii)	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器
(xviii)	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これらに類する容器
(xix)	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(xx)	アルミニウム製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(xxi)	アルミニウム製の容器
(xxii)	アルミニウム製のくぎ、びよう、またくぎ、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品
(xxiii)	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク

(31)	ガラス並びにガラス製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(i)	板ガラス 板ガラス及び磨き板ガラス
(ii)	引上げ法又は吹上げ法により製造した
(iii)	板ガラス 板ガラス又はロール法により製造した
(iv)	板ガラス 板ガラス及び溝型ガラス
(v)	船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス
(vi)	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス
(vii)	その他これらに類する物品で封じていなないもの及びこれらの部分品
(i)	電灯用のガラス製のバルブ、チューブ
(ii)	鉄鋼のうち、次に掲げるもの
(iii)	その他の一次形状のもの、半製品、
(iv)	鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(v)	鉄又は非合金鋼の半製品、フラットロール製品
(vi)	棒及び形鋼
(vii)	ステンレス鋼その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの、半製品、
(viii)	フラットロール製品、棒、形鋼及び線
(ix)	鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(x)	溶接形鋼
(xi)	鉄鋼製の管及び中空の形材
(xii)	ステンレス鋼製のエルボー、バンド及びスリーブ
(xiii)	構造用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
(xiv)	鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する容器
(xv)	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器
(xvi)	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(xvii)	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器
(xviii)	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これらに類する容器
(xix)	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(xx)	アルミニウム製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(xxi)	アルミニウム製の容器
(xxii)	アルミニウム製のくぎ、びよう、またくぎ、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品
(xxiii)	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク

(iii)	移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機、くい抜き機及び除雪機並びにこれらの部分品
(iv)	繊維素織維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械
(v)	製本用機械の部分品
(vi)	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械
(vii)	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品
(viii)	印刷機並びにその部分品及び附属品
(ix)	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機並びにこれらの補助機械並びにこれらの部分品及び附屬品
(x)	紡績準備機械、紡織用繊維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用繊維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンピヤーン、チュール、レス、ししゅう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械（これら部分品及び附属品を含む。）並びに部品及び附屬品
(xi)	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品
(xii)	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮又是革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品
(xiii)	転炉、取鉢、インゴット用鋳型及び鋳造機並びにこれらの部分品
(xiv)	金属圧延機及びそのロール
(xv)	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビ

(i)	ム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機並びにこれらの部分品及び附屬品
(ii)	ニットコンストラクションマシン及びマルチステーションランスファーマシン並びにこれらの部分品及び附屬品
(iii)	金属加工用のマシニングセンタ、ユーリングマシン、ドリルマシン及びマシニングセンタ並びにこれらの部分品及び附屬品
(iv)	旋盤並びにその部分品及び附屬品
(v)	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤並びにこれらの部分品及び附屬品
(vi)	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械並びにその部分品及び附屬品
(vii)	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械並びにその部分品及び附屬品
(viii)	鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニーブリングマシン並びにその他のプレス並びにこれらの部分品及び附屬品
(ix)	引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械その他の加工機械並びにその部分品及び附屬品
(x)	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附屬品
(xi)	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附屬品
(xii)	工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他の機械用の特殊な附屬装置
(xiii)	ニューマチックツール、液圧式の手持工具及び原動機を自藏する手持工具並びにこれらの部分品

(1)	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品
(2)	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読み取り用の機器並びにこれらの機械その他の事務用機器の部分品及び附屬品
(3)	記録する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び附屬品
(4)	属品
(5)	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品
(6)	の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品
(7)	ト、材質の異なるガスケットその他これらに類するジョイントをセットにし、又は消印用の機械並びにこれらの機械その他の事務用機器の部分品及び附屬品
(8)	封入用、帶がけ用、開封用、封止用又は封入用の機械及び郵便切手の張付け用又は郵便切手の張付け用又は会計機、郵便料金計算機、切符発行機その他の事務用機器の部分品及び附屬品
(9)	機械並びにその部分品及び附屬品
(10)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(11)	計算機、データを記録し、再生し、及
(12)	び表示するポケットサイズの機械若しくは会計機、郵便料金計算機、切符発行機その他の事務用機器の部分品及び附屬品
(13)	機械並びにその部分品及び附屬品
(14)	選別機、ふるい分け機、分離機、洗�虑機、破碎機、粉碎機、混合機、捏和機、凝結機、成形機及び铸物用砂型の造型機械又は金錢登録機の部分品及び附屬品
(15)	び表示するポケットサイズの機械若しくは会計機、郵便料金計算機、切符発行機その他の事務用機器の部分品及び附屬品
(16)	機械並びにこれらの部分品
(17)	ゴム又はプラスチックの加工機械及びラス封管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械並びにこれらの部分品
(18)	ゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械並びにこれらの部分品
(19)	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材ゴム又はコルクの処理用機械、産業用ロボットその他の機械類及びその部分品並びに動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、網又はケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品
(20)	の成形用の型
(21)	金属鑄造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターん及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型
(22)	減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃が弁

(1)	玉軸受及びころ軸受並びにこれらの部品
(2)	ガスケットその他これらに類するジョイント、材質の異なるガスケットその他これらに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これらに類する包装にしたもの及びメカニカルシリクラッチ及び軸継手並びにこれらの部品
(3)	の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品
(4)	軸、クラランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、弾み車、ブーリー、クラッチ及び軸継手並びにこれらの部品
(5)	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品
(6)	の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品
(7)	ト、材質の異なるガスケットその他これらに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これらに類する包装にしたもの及びメカニカルシリクラッチ及び軸継手並びにこれらの部品
(8)	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品
(9)	の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品
(10)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(11)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(12)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(13)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(14)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(15)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(16)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(17)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(18)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(19)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(20)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(21)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(22)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(23)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(24)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(25)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(26)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(27)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(28)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(29)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(30)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(31)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(32)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(33)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(34)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(35)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(36)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(37)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(38)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(39)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品
(40)	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附屬品

(viii)	器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品
(ix)	電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置の部分品
(x)	工業用又は理化学用の電気炉その他の機器及びこれらの部分品
(xi)	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器並びにこれらの部分品
(xii)	電熱用抵抗体
(xiii)	不揮発性半導体記憶装置
(xiv)	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー並びにこれらの部分品
(xv)	モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器の部品
(xvi)	フラットパネルディスプレイモジュールの部分品
(xvii)	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器及びこれらの部分品
(xviii)	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品
(xix)	電気抵抗器及びその部分品
(xx)	印刷回路
(xxi)	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及びこれらの機器又は光ファイバ接続子の部分品
(xxii)	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キヤビネットその他の

(41)	物品及び数値制御用の機器並びにこれらの部分品
(42)	飛行機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
(i)	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機並びにこれらの部分品
(ii)	熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品
(iii)	半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品
(iv)	粒子加速器、信号発生器及び電気メッシュ用、電気分解用又は電気泳動用の機器
(v)	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限る)
(vi)	航空機射出装置、着艦拘束制動装置並びにこれらに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品
(vii)	航空機及びその部分品
(viii)	落下傘及びロートシート並びにこれらの部分品及び附属品
(ix)	ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品
(x)	機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品
(xi)	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船、カヌー、照明船、消防船、クレーン船その他の船舶、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
(xii)	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
(xiii)	光ファイバー及び光ファイバーケーブル
(xiv)	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品
(xv)	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
(xvi)	映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び附属品
(xvii)	写真用又は映画用の材料の現像、焼付
(xviii)	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
(xix)	釣合試験機、テストベンチその他の測定用又は検査用の機器及び輪郭投影機並びにこれらの部分品及び附属品
(xx)	家具、腰掛け及びプレハブ建築物の自動調整機器
(xxi)	サーモスタット及び液体式又は気体式の自動調整機器

(43)	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
(i)	分品及び附属品のうち、次に掲げるものの部分品
(ii)	飛行機並びにこれらの部分品
(iii)	ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品
(iv)	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船、カヌー、照明船、消防船、クレーン船その他の船舶、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
(v)	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
(vi)	光ファイバー及び光ファイバーケーブル
(vii)	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品
(viii)	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
(ix)	映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び附属品
(x)	写真用又は映画用の材料の現像、焼付
(xi)	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
(xii)	釣合試験機、テストベンチその他の測定用又は検査用の機器及び輪郭投影機並びにこれらの部分品及び附属品
(xiii)	家具、腰掛け及びプレハブ建築物の自動調整機器
(xiv)	サーモスタット及び液体式又は気体式の自動調整機器

(44)	機、弹性試験機その他の材料試験機並びにこれらの部分品
(i)	分品及び附属品のうち、次に掲げるものの部分品
(ii)	飛行機並びにこれらの部分品
(iii)	ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品
(iv)	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船、カヌー、照明船、消防船、クレーン船その他の船舶、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
(v)	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
(vi)	光ファイバー及び光ファイバーケーブル
(vii)	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品
(viii)	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
(ix)	映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び附属品
(x)	写真用又は映画用の材料の現像、焼付
(xi)	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
(xii)	釣合試験機、テストベンチその他の測定用又は検査用の機器及び輪郭投影機並びにこれらの部分品及び附属品
(xiii)	家具、腰掛け及びプレハブ建築物の自動調整機器
(xiv)	サーモスタット及び液体式又は気体式の自動調整機器

<p>(i) 航空機又は自動車に使用する種類の木製掛け事務所において使用する種類の木製家具</p> <p>(ii) プレハブ建築物</p>
<p>(47) 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型及びパズル</p>
<p>(48) 雑品及びその部分品のうち、次に掲げるもの</p>
<p>(i) ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッズ並びにこれら部分品並びにボタンのブランク</p>
<p>(ii) ペン先及びニブポイント</p>
<p>(iii) インキパッド</p>
<p>三次に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるもの（前各号に掲げる貨物を除く。）</p>
<p>ハ アルコール飲料及びエチルアルコール ロ 葉巻たばこ、シガーレット、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）</p>
<p>二 香水類、オーデコロン類その他の調製香料及び美容用、メーキヤップ用又は皮膚の手入れ用の調製品その他の化粧品類</p>
<p>トランク、スーツケース、携帯化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通用用かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器及びズボンつりその他衣類附属品</p>
<p>ホ 毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品</p>
<p>ヘ じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物</p>
<p>ト つづれ織物</p>
<p>チ スキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類及び絹製のショールその他の衣類附属品</p>
<p>リ スキー靴、スポーツ用の履物その他の履物</p>
<p>ヌ 革製その他の材料製の帽子（安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。）</p>
<p>ル 磁器製の食卓用品その他の陶磁製品</p>

ワヲ  
ガラス製品（鉛ガラス製のものに限る。）  
天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並

**別表第四（第四条関係）**  
イラン、イラク、北朝鮮

<p><b>別表第三の二（第四条関係）</b></p> <p>アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン</p> <p>ツ 美術品、収集品及び二つと タ 呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分 レ 腕時計、懐中時計その他の携帶用時計 ソ グランドピアノ</p>	<p>天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並 びにこれらの製品、銀及び金並びにこれら の製品、特定金属（銀及び金を除く。）の 製品並びに特定金属を張った金属の製品 力 船舶推進用エンジン及びその部分品並び に携帶用の自動データ処理機械（少なくと も中央処理装置、キーボード及びディスプ レイから成るものに限る。）</p>
<p><b>別表第二の四（第二条、第四条関係）</b></p> <p>アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン</p> <p>ツ 美術品、収集品及び二つと タ 呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分 レ 腕時計、懐中時計その他の携帶用時計 ソ グランドピアノ</p>	<p>（ストップウォッチを含み、ケースに特定 金属又は特定金属を張つた金属を使用した ものに限る。）及びその部分品</p>
<p><b>別表第三の二（第四条関係）</b></p> <p>アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スリランカ</p>	<p>（ストップウォッチを含み、ケースに特定 金属又は特定金属を張つた金属を使用した ものに限る。）及びその部分品</p>
<p><b>別表第三の三（第四条関係）</b></p> <p>八、七の項（二）若しくは（十五）、八の項の中欄、九の項（一）若しくは（六）、一〇の項（二）、（二）、（四）、（六）、（七）、（九）、（九の二）若しくは（十一）、一二の項（一）、（二）、（五）若しくは（六）若しくは（一三の項（五）に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物</p>	

別表第三（第四条関係）

別表第三（第四条関係）

別表第四（第四条関係）

イラン、イラク、北朝鮮

一 無償の救じゆつ品

二 総価額二〇〇万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品（別表第二中欄に掲げる貨物のうち経済産業大臣が告示で定めるものに該当するものであつて、同表下欄に掲げる地域のうち経済産業大臣が告示で定める地域を仕向地とするものについては、総価額が二〇〇万円未満の範囲で経済産業大臣が告示で定める金額以下の場合に限る。）

三 國際郵便により送附され、且つ、受取人の個人的使用に供される身廻品、家庭用品、職業用具若しくは商業用具を内容とする小型包装物若しくは小包郵便物又はその他の方法により送附される同様の小包

四 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

五 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの

六 國立国会図書館が國際的交換の用に供する出版物

七 本邦に來遊した外国の元首及びその家族並びにその従者に属する貨物

八 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。）の館員の個人的使用に供される貨物並びに外国公館が送付する貨物

九 外国にある者に贈与される勲章、賞章、記章その他これに準ずるもの

十 本邦の公共的機関から外国の公共的機関に友好を目的として寄贈される貨物

十一 本邦の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる施設に送付する公用の貨物

十二 本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の性質及び形状が変わつていいないもの（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）

十三 本邦に入國した巡回興行者が輸入した興行用具

十四 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

### 別表第三の二（第四条関係）

<p>十五 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの</p>
--